

7月企画運営委員会次第

日 時 平成29年7月20日(木)10:30～

場 所 県社会福祉会館 4階 第3研修室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
 - (2) 平成29年度キャリアアップ研修について
 - (3) 平成29年度第1回保育園利用者相談室研修会について
 - (4) 平成29年度「安全と子どもの見守り」研修会について
 - (5) 平成29年度「保育所職員の健康等」研修会について
 - (6) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 17-16～17
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※9 企画運営委員会(予定)8月は開催しません

平成29年9月14日(木)14:30～県社会福祉会館4階第1会議室

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成29年7月20日(木) 14:00 ~
場 所 ホテル・プラム
2階 パレロワイヤルII

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

3 出席者紹介

4 第1部 連絡協議会 (14:00 ~ 17:15) 2階パレロワイヤルII

議 題

- 基調講演1「指導監査の留意点」について
神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課 山本明広副主幹
- 基調講演2「キャリアアップ研修と処遇改善について」
神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課 深石薫グループリーダー

- 質疑応答
- 意見交換会
「処遇改善IIについての意見交換」

5 第2部 情報交換・懇親会 (17:30 ~ 19:30) 2階サロンドフルール

6 閉 会

処遇改善Ⅱについてお伺いします。

1. 処遇改善Ⅱの支給について、どの程度の進捗状況となっていますか。また、実施時期は、いつぐらいを予定していますか。
2. 保育所において処遇改善Ⅱは、先が見えないことも含め、どの様に賃金改善に充てるのかが大きな課題となっています。同程度の技能・経験者を多く雇い入れている場合、賃金に格差が出てしまったり、将来的に保育所の運営を圧迫する恐れもあります。その様なことを踏まえ、どの様な形の基準（給与支給）が望ましいと思えますか。
3. 処遇改善Ⅱでは、研修による技能の習得が必須であり、29年度についてはその要件は課されず、30年度は受講状況等を踏まえて決定されることは周知の通りですが、万が一、30年度にその要件が課された場合で、本人や保育所側の人員都合、研修自体のキャパシティの問題等で規定された要件に該当しなくなった場合、例えば一律に加算停止するなど、どの様な方向性をお考えですか。
4. 処遇改善Ⅱを行っていく上で、困っていることなどありましたらお聞かせ下さい。

平成 29 年度

県・市町村連絡協議会

指導監査の留意点について

神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課

山本 副主幹

平成 29 年 7 月 20 日 (木)
ホテルプラム 2F パレロワイヤルⅡ
主催 一般社団法人神奈川県保育会
横浜市神奈川区沢渡 4-2
Tel.045-311-8754

指導監査の留意点について

H29. 7. 20(木)

○次世代育成課の組織改正

○指導監査にかかる主な要綱等と指導監査の留意点

○その他

○資料

- ・（県）平成 29 年度指導監査実施方針及び重点事項について（資料 1）
- ・（県）社会福祉法人等指導監査実施要綱（資料 2）
- ・主な情報源（参考）（資料 3）

平成 29 年度指導監査実施方針及び重点事項について

1 指導監査実施方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、県が所管する社会福祉法人・社会福祉施設（以下「法人・施設」という。）の適切な運営の確保と福祉サービスの質の一層の向上に向けて、以下のとおり指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

(ア) 社会福祉法人

原則 3 年に 1 回の実地監査とします。

(イ) 障害者福祉施設及び高齢者福祉施設

原則 2 年に 1 回の実地監査としますが、前回の実地監査の結果、運営に大きな問題が認められない施設については、4 年に 1 回とします。

(ロ) 児童福祉施設

原則、毎年度実地監査を実施しますが、前回の実地監査の結果、運営に大きな問題が認められない施設については、2 年に 1 回とします。

区 分	指導監査実施時期	事務の扱い
社会福祉法人	原則、3 年に 1 回実地監査を実施	法定受託事務
障害者福祉施設 高齢者福祉施設	原則、2 年に 1 回（又は 4 年に 1 回）実地監査を実施	自治事務
児童福祉施設	原則、毎年度（又は 2 年に 1 回）実地監査を実施	

イ 臨時指導監査

調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(2) 特別指導監査

利用者に対する権利侵害が認められる場合や、犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営等に重大な問題を有する法人・施設に対して、特別に実地監査を実施します。

2 指導監査重点事項

法人・施設等における利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取組み、改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保状況を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 人権侵害等の防止に向けた取組み

- 虐待防止に係る具体的かつ効果的な取組み（定期的な自己点検、組織的な支援体制、研修の実施など）
- 苦情解決体制の充実と徹底、第三者委員の積極的な活用
- 事故防止、事故への適切な対応及び再発防止対策への取組み など

(2) 防災・防犯対策

- 実態に応じた防災計画の見直し、災害発生時の地域との連携 など
- 施設の実情に応じた防犯体制の見直し状況、地域関係機関との連携 など

(3) 改正後社会福祉法に基づく法人運営体制の確保状況

- 評議員、評議員会に関する事項について（評議員の選任、評議員会の招集・運営）
- 役員、理事会に関する事項について（役員を選任、理事会の開催、決議、権限の委任状況等）
- 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について（報酬、報酬等支給基準、報酬の支給、報酬等の総額の公表）
- 事業運営の透明性の向上について（定款、計算書類等、現況報告書、報酬基準、報酬等の総額等の公表、備置き状況等）

社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課及び生活援護課並びに県民局次世代育成部次世代育成課（以下「地域福祉課等」という。）が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設等（以下「施設等」という。）に対する指導監査の実施に関し必要な事項を定め、これに基づき統一的かつ効率的な指導監査を行うことにより、福祉サービス利用者の利益を保護し、適正で円滑な法人運営及び社会福祉事業の経営を確保することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 指導監査は、別表に掲げる根拠法令に基づき、法人の運営状況及び関係法令に定められた施設の最低基準の遵守状況等について調査又は検査し、国、県の通知に基づく指導事項について、本県における法人及び施設等の運営の実情を踏まえ実施するものとする。
- 2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じ助言、指導を行うものとする。
 - 3 指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の主眼事項(重点事項)及び本県の前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。実施計画は、年度中、必要に応じて見直すことができる。
 - 4 実施計画の策定にあたっては、指導監査対象に係る情報交換を密にする等、事業主管課と十分な連携をとるものとする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、別表に掲げる知事が所管する法人及び施設等とする。

(関係課連絡調整会議)

- 第4条 法人及び施設等の適正な運営を確保するため、関係課連絡調整会議を設置する。
- 2 関係課連絡調整会議の設置運営については、別に定める。

(指導監査の実施)

- 第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。
- 2 一般指導監査は、定期指導監査と臨時指導監査とする。
 - 3 定期指導監査は、第2条第3項に定める年間の実施計画に基づき、原則として、次のとおり実施する。
 - (1) 別表に掲げる法人に対する定期指導監査は、法人本部の運営や当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、特に大きな問題が認められない場合は、3年に1回実地により実施する。

ただし、別に定める要件を満たすと認められる場合は、4年又は5年に1回実地により実施することができる。
 - (2) 別表に掲げる施設等に対する定期指導監査は、2年に1回実地により実施する。

ただし、施設運営等に特に大きな問題が認められない場合は、3年または4年に1回実地または集合等により実施することができる。

(3) 前号の規定にかかわらず、児童福祉施設及び生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業及び生計困難者のために、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に対する定期指導監査は、毎年実地により実施する。

ただし、児童福祉施設については、施設運営等に特に大きな問題が認められない場合は、2年に1回実地により実施することができる。

- 4 臨時指導監査は、法人及び施設等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合、随時実施する。
- 5 特別指導監査は、運営等に重大な問題を有する法人及び施設等を主な対象として、随時実施する。
- 6 指導監査において重大な問題が認められた法人及び施設等並びに不祥事の発生した法人及び施設等に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。
- 7 臨時指導監査及び特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(指導監査の留意点)

第6条 指導監査は、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、つとめて代表者等の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

- 2 指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として十分に意見の交換を行い、指導監査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

(指導監査の実施方法)

第7条 指導監査対象法人及び施設等の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該法人等に対し別に定める監査資料の提出を求めるものとする。

- 2 指導監査は、対象法人及び施設等の運営等について、代表者等から説明を聞き取り、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿、書類を実地に確認するほか、監査資料に基づいて実施するものとする。
- 3 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関その他施設に関係する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。
- 4 実地で行う定期指導監査の実施に当たっては、原則として、その1か月前までに監査の対象、実施日時等の内容を明示し、法人等の代表者あて文書で通知するものとする。
- 5 実地指導監査は、法人の事務所又は施設等において実施するものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の方法等により実施することができるものとする。
- 6 実地指導監査は、複数の職員をもって実施するものとする。

(合同指導監査の実施)

第8条 指導監査に当たっては、必要に応じて事業主管課の協力を得て合同で実施することができる。

(政令指定都市、中核市及び一般市との連携)

第9条 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市（以下「指定都市等」という。）において施設等を経営している法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監査を担当する当該市と十分連携を取りながら指導監査を実施するものとする。

- 2 指定都市等の長が所管する施設について、必要に応じて当該市の協力を得て、当該市が実地で行う施設監査と同時に、当該施設を運営する法人に対する実地指導監査を実施する

ことができる。

- 3 指定都市等において施設等を経営している法人については、当該市に対し、施設等の指導監査結果の情報提供に努めるものとする。
- 4 神奈川県内の指定都市及び中核市を除く市（以下「一般市」という。）の長が所管する法人において、法人が経営する施設等に対する指導監査に当たっては、法人の指導監査を担当する当該市と十分連携を取りながら施設等の指導監査を実施するものとする。
- 5 一般市の長が所管する法人について、必要に応じて当該市の協力を得て、当該市が実地で行う法人監査と同時に、当該法人が運営する施設に対する実地指導監査を実施することができる。
- 6 一般市の長が所管する法人については、当該市に対し、施設等の指導監査結果の情報提供に努めるものとする。

（都道府県との連携）

第10条 法人が複数の都道府県に施設等を経営している場合については、当該法人の所轄庁と十分に連携を取りながら指導監査を実施するとともに、当該法人が経営する他の施設等の所轄庁に対し、指導監査結果の情報提供に努めるものとする。

（実地指導監査結果の処理）

第11条 実地指導監査の担当者は、実地指導監査終了後、現地において関係役職員の出席を求めて監査結果の講評を行うものとする。

- 2 実地指導監査の担当者は、速やかに監査結果の復命書及び監査結果通知案を作成し、当該課長の決裁を受けるものとする。

ただし、社会的に影響を及ぼす事案等については、当該部長の決裁とする。

- 3 文書で指摘を要する事項については、当該法人等の代表者に改善結果（計画）の報告期日を定めて通知するものとする。
- 4 文書で指摘する事項は、別に定める監査の指導基準を参考とし、当該法人及び施設等の実態に即して別に定めるものとする。
- 5 文書で指摘した事項については、理事会又は運営委員会に報告させるとともに、特に指定した事項については、理事会又は運営委員会で改善是正を検討させなければならない。
- 6 第3項の規定に基づき改善結果（計画）を報告させるに当たっては、次に掲げる書類の提出を求めなければならない。

(1) 改善措置を必要とする事項を報告したときの理事会又は運営委員会の議事録及び特に指定した事項について改善是正を検討したときの理事会又は運営委員会の議事録の写し

(2) その他必要と認める書類

（指導監査結果等の公開）

第12条 地域福祉課等が行う法人及び施設に対する指導監査の結果等について、県が有する情報を公開することにより、公平性・透明性の高い県政をさらに進めるとともに、福祉サービス等を利用しようとする者の福祉サービスの選択に資するため、地域福祉課等のホームページに公開するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる取扱要綱は廃止する。

社会福祉法人等指導監査事務取扱要綱

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

別表（第2条、第3条及び第5条関係）

対象法人・施設	根拠法令
社会福祉法人	社会福祉法第56条
老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム	老人福祉法第18条 社会福祉法第70条
老人福祉法第5条の3に規定する軽費老人ホーム	社会福祉法第70条
児童福祉法第7条第1項に規定する乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設	児童福祉法第46条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条に規定する障害者支援施設	社会福祉法第70条
生活保護法第38条に規定する救護施設	生活保護法第44条
生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業	社会福祉法第70条
生計困難者のために、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業	社会福祉法第70条

主な情報源（参考）

- (神奈川県HP) 社会福祉法人等の指導監査等について
(要綱、重点事項、提出様式、結果公表等)
<http://www.pref.kanagawa.jp/ent/f300127/>
- (神奈川県HP) 次世代育成課
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1386/>
- (厚生労働省HP) 社会福祉法人制度改革について
(社会福祉法人指導監査要綱の制定について 等)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>
- (厚生労働省HP) 保育関係
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html
- (内閣府) 子ども・子育て本部
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>
- 消費者庁 こどもを事故から守る！プロジェクト
<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>
- 神奈川県労働基準監督署
<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
- 消防庁
<https://www.fdma.go.jp/>
- (横浜市) 社会福祉法人・施設の指導監査と法人の認可手続等
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kannsa/>
- 日本公認会計士協会
(財務諸表等の様式等に関するチェックリスト 等)
<http://www.hp.jicpa.or.jp/>
- 全国社会福祉法人経営者協議会
<https://www.keieikyo.gr.jp/>
- TKC 全国社会福祉法人経営研究会
<http://www.welfare.tcnf.or.jp/>
- 独立行政法人福祉医療機構
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- 国土交通省
(遊具の点検、防災 等)
<http://www.mlit.go.jp/>
- (国土交通省) 「水防法等の一部を改正する法律」が施行されました
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html
- 神奈川県土砂災害ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

平成 29 年度

県・市町村連絡協議会

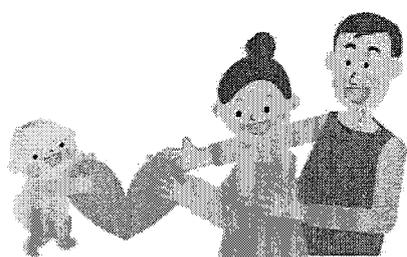
保育士等のキャリアアップ研修
処遇改善について

神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課

深石 グループリーダー

平成 29 年 7 月 20 日 (木)
ホテルプラム 2F パレロワイヤルⅡ
主催 一般社団法人神奈川県保育会
横浜市神奈川区沢渡 4-2
Tel.045-311-8754

保育士等のキャリアアップ研修 処遇改善について



神奈川県県民局次世代育成部
次世代育成課

Kanagawa Prefectural Government

1. 保育士の現状①

○ 全職種平均から約11万円低い給与水準【全国】

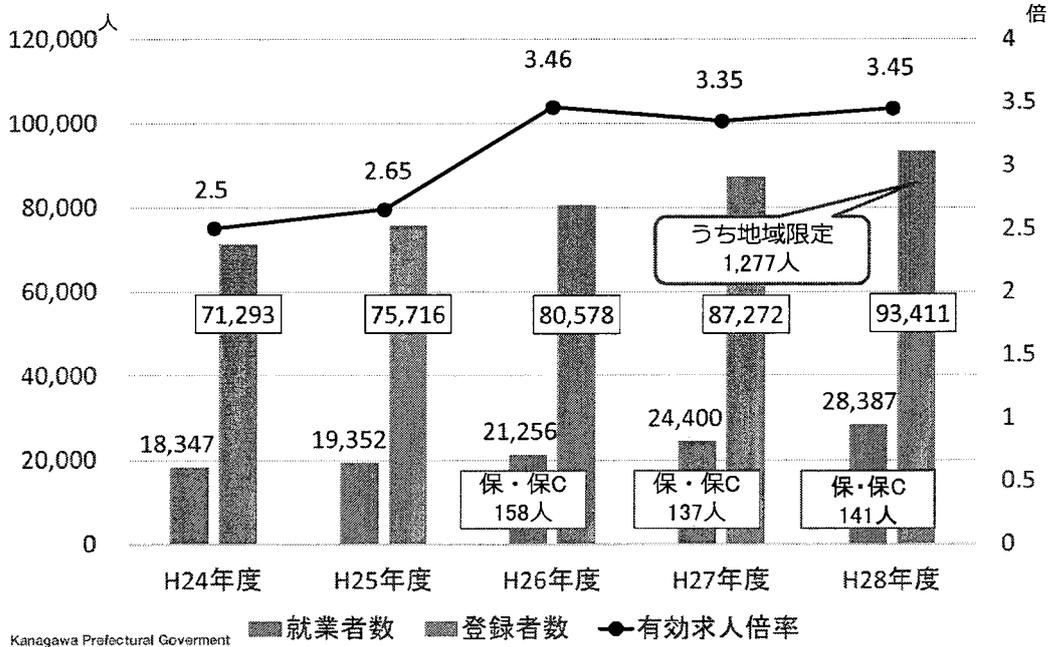
職種	平均年齢	勤続年数	月給
全職種	42.1歳	12.1年	329,600円
保育士	34.8歳	7.6年	216,100円
幼稚園教諭	32.4歳	7.8年	231,400円
看護師	38.9歳	7.7年	329,000円
福祉施設介護職員	39.5歳	5.7年	219,700円
ホームヘルパー	44.7歳	5.6年	220,700円

出典：平成26年賃金構造統計調査（男女計）

約11万円低い

1. 保育士の現状②

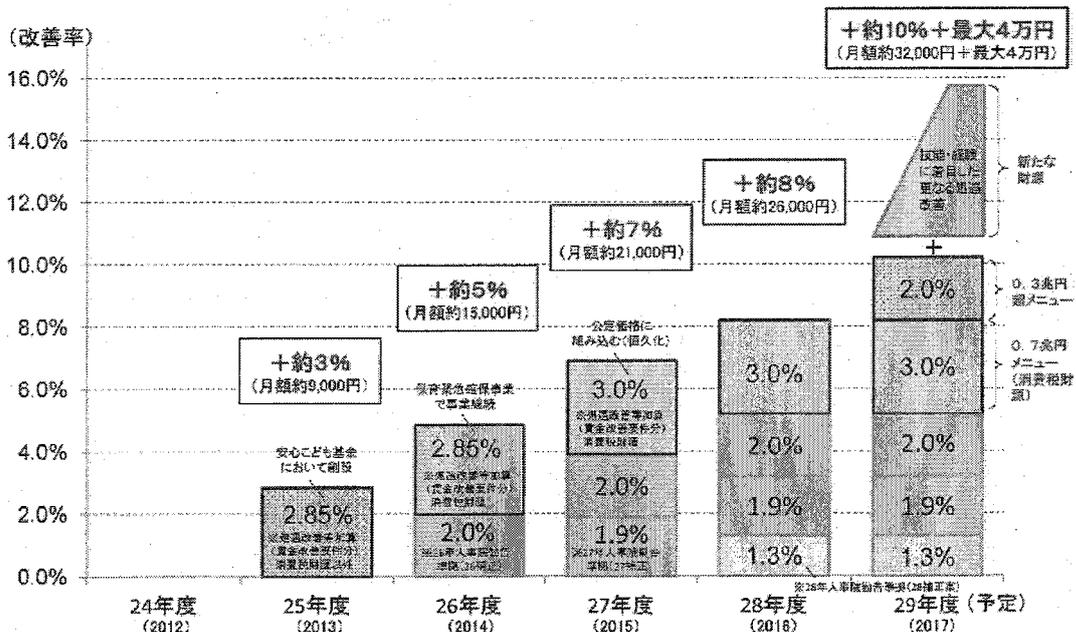
- 保育士試験の2回化（地域限定保育士試験の実施）、保育士・保育所支援センター（保・保C）の復職支援などにより保育士確保
⇒ 有効求人倍率は高止まり。保育士不足は深刻



2

2. 保育士等の処遇改善①

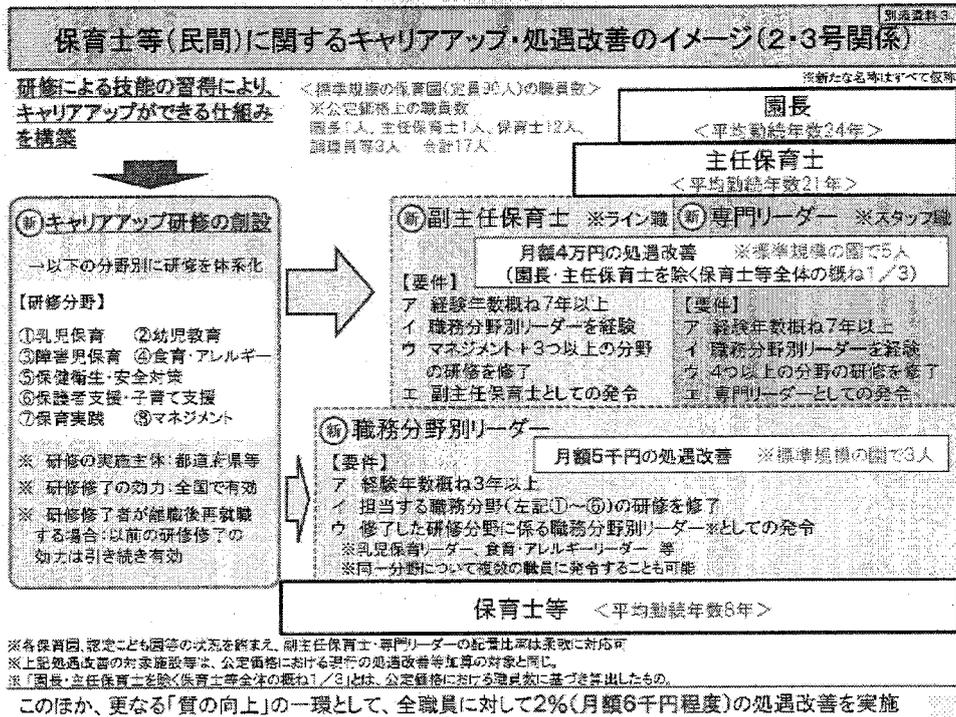
保育士等の処遇改善の推移（平成24年度との比較）



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25・26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

3

2. 保育士等の処遇改善②



4

2. 保育士等の処遇改善③

執行面の留意事項

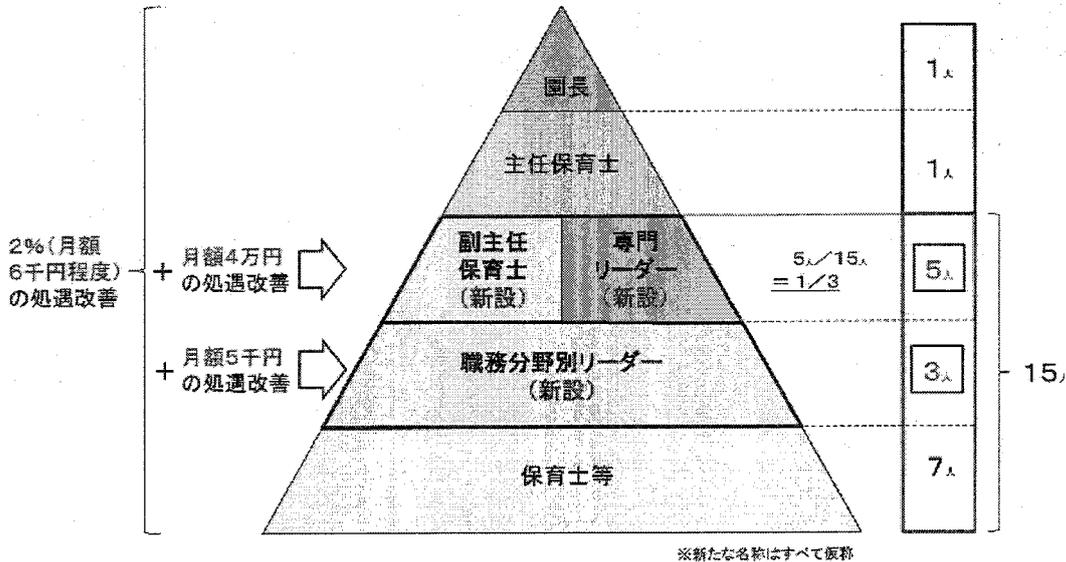
- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園・幼稚園・認定こども園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額4万円の配分については、各保育園・幼稚園・認定こども園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。(具体的な運用については、今後検討)
- 技能・経験を有する保育士・幼稚園教諭・保育教諭等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

5

2. 保育士等の処遇改善④

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>
 ※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



6

3. 保育士等の処遇改善の手続き①

処遇改善等加算Ⅱの手続き

STEP 1

各施設の定員区分、各種加算状況等により、計算上の職員数(①)を算出

STEP 2

処遇改善対象となる人数を算出

副主任・専門リーダー：①×1/3=人数A (1人未満の端数 四捨五入)
 職務分野別リーダー：①×1/5=人数B (同上)

STEP 3

給付額を算出

副主任・専門リーダー：人数A×48,660円/月
 職務分野別リーダー：人数B×6,080円/月

STEP 4

職員への配分を決める、人事上の発令・職務命令を行う

副主任・専門リーダー：4万円/月、職務分野別リーダー：5千円/月

STEP 5

市町村を通して県に処遇改善認定申請を行う

3. 保育士等の処遇改善の手続き②

STEP 1

項目		計算方法
①年齢別配置基準 人数	4.5歳児	児童数×1/30
	3歳児	児童数×1/20 (※)
	1,2歳児	児童数×1/6
	0歳児	児童数×1/3
②保育標準時間認定の児童がいる場合		1.4
③主任保育士専任加算を受けている場合		1
④休日保育加算を受けている場合		0.5
⑤チーム保育推進加算を受けている場合		1
⑥定員ごとの人数	40人以下	+2
	41～90人	+3
	91～150人	+2
	151人以上	+3

※ 3歳児配置改善加算を受けている場合は、1/15

3. 保育士等の処遇改善の手続き③

計算例 定員90人の場合

項目		計算方法
①年齢別配置基準 人数	4.5歳児	40人×1/30=1.33≒1.3
	3歳児	20人×1/20=1.00≒1.0
	1,2歳児	24人×1/6=4.00≒4.0
	0歳児	6人×1/3=2.00≒2.0
	合計	8.3≒8人
②保育標準時間認定の児童がいる		1.4
③主任保育士専任加算を受けている		1
④休日保育加算を受けている		0.5
⑤チーム保育推進加算を受けている		1
⑥定員ごとの人数	41～90人	+3
	合計	14.9人≒15人

3. 保育士等の処遇改善の手続き④

STEP2・3

副主任・専門リーダーの給付対象人数

①～⑥の合計15人×1/3=5人（端数は四捨五入）

保育所へ支払われる処遇改善月額

5人×48,660円=243,300円/月（年額2,919,600円）・・・A

職務分野別リーダーの給付対象人数

①～⑥の合計15人×1/5=3人（端数は四捨五入）

保育所へ支払われる処遇改善月額

3人×6,080円=18,240円/月（年額218,880円）・・・B

A+B

261,540円/月（年額3,138,480円）

3. 保育士等の処遇改善の手続き⑤

STEP4

施設内での配分を定める

<副主任・専門リーダーの場合>

原則：月額4万円をSTEP2で計算した人数（例では5人）に給付
・給付の対象は、施設長・主任を除く職員

例外：概ね7年以上の経験者が6人以上いる場合

- ・月額4万円の給付対象者を全体の1/2確保
（例では5×1/2≒2人 端数切捨て）
- ・残りを月額5千円～4万円の範囲で、同レベルの職員に配分可
- ・配分の対象は、施設長を除く全ての職員（主任含む）

<職務分野別リーダーの場合>

原則：月額5千円をSTEP2で計算した人数（例では3人）に給付
副主任等の場合のような配分は不可

3. 保育士等の処遇改善の手続き⑤

STEP4

人事上の発令・職務命令を行う

1. 対象

月額4万円、5千円、5千円以上4万円未満の処遇改善を行う職員

※年度途中で発令した場合でも、4月から発令に相当する業務を行っていることが確認できれば、4月から加算対象となる。

※給与規程、園規則等、諸規定の改正が必要な場合あり

STEP5

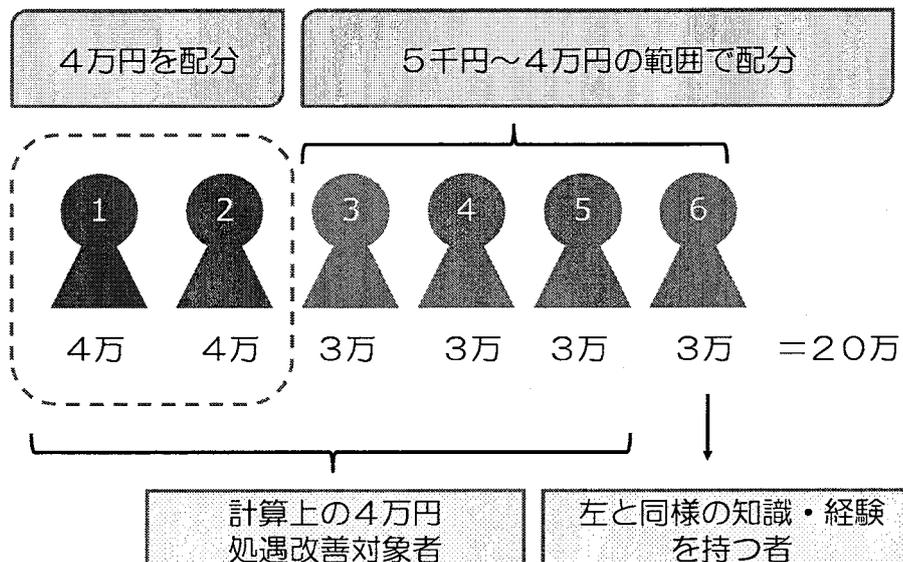
処遇改善認定申請を行う

- ・加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）
 - ・賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）
- ※翌年度に賃金改善の実績報告書を提出する必要あり

3. 保育士等の処遇改善の手続き⑥

配分のイメージ

副主任・専門リーダー 計算上5人（20万円/月）



4. 保育エキスパート等研修①

1. 保育エキスパート等研修とは

保育士が専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、一定の経験を積んだ保育士を対象に、乳児保育・障害児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成する。

研修の修了により、処遇改善Ⅱの対象となる。

2. 対象者

(1) 対象施設（全て民間）

保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 対象となる職種・必要な研修

経験年数 (処遇改善額)	役職等	必要な研修分野
経験 概ね7年以上 (月額4万円)	副主任保育士 (主任を補佐するライン職)	マネジメント+3分野
	専門リーダー (専門に特化したスタッフ職)	4分野
経験 概ね3年以上 (月額5万円)	職務分野別リーダー	1分野

Kanagawa Prefectural Government

14

4. 保育エキスパート等研修②

3. 研修分野

国が定めた「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」記載の8分野

分野	内容
①乳児保育	乳児保育の意義、環境、適切な関わり、保育内容、指導計画・記録・評価 等
②幼児教育	幼児教育の意義、環境、保育内容、指導計画・記録・評価、小学校との接続 等
③障害児保育	障害の理解、環境、発達援助、家庭・関係機関との連携、指導計画・記録・評価 等
④食育・アレルギー対応	栄養の基礎知識、食育計画、アレルギーの理解、食事の提供ガイドライン、アレルギー対応ガイドライン等
⑤保健衛生・安全対策	保健計画、事故防止・健康管理、感染症対策ガイドライン、事故防止ガイドライン 等
⑥保護者支援・子育て支援	保護者支援・子育て支援の意義、相談援助、子育て支援、虐待予防、関係機関との連携 等
⑦マネジメント	マネジメントの理解、リーダーシップ、組織目標の設定、人材育成、働きやすい環境づくり 等
⑧保育実践	保育における環境構成、子どもとの関わり方、身体を使った遊び、言葉・音楽を使った遊び、物を使った遊び 等

15

4. 保育エキスパート等研修③

4. 研修時間

15時間以上（3日程度）を予定

5. スケジュール

7月中旬 研修実施業者 決定

8・9月 カリキュラム検討会・テキスト作成、募集開始

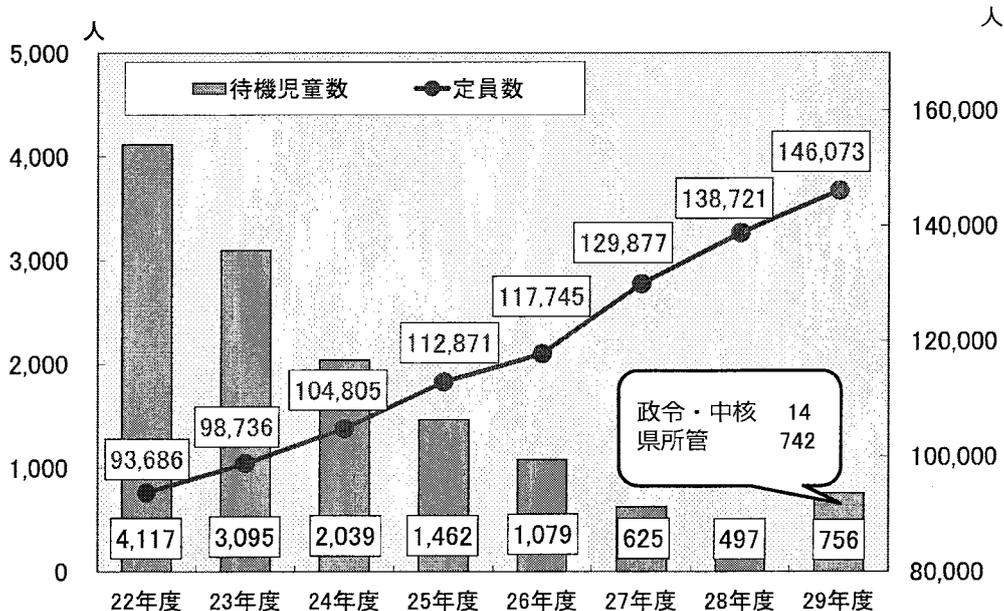
秋以降 研修開始

6. 既存研修の指定

研修実施機関	指定分野
保育センター	8分野全て
横浜市	障害児保育
相模原市	障害児保育
横須賀市	障害児保育
県保育会（審査中）	マネジメント

5. 最近の動き①（待機児童数）

○ 保育所等の整備により減少してきたが、H29年4月は7年ぶりに増加



5. 最近の動き②（子育て安心プラン）

〇国は、H29年5月末に新たな待機児童対策「子育て安心プラン」を公表。
「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

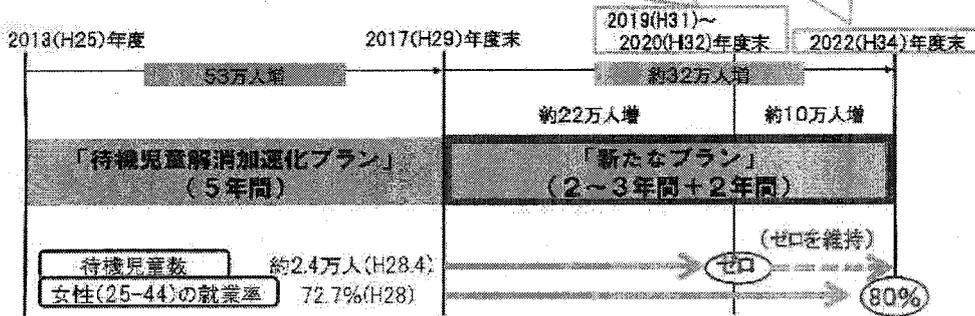
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。
(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。
(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
(遅くとも3年間で待機児童解消)

5年間で女性就業率80%
「M字カーブ」解消



18

5. 最近の動き③（子育て安心プラン）

6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高懸した保育費の負担率への補助
- ・人規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における7歳児の受け入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域拡充など
- ・国営車、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
※市区町村における待機児童対策の取組状況(受け皿拡大数、各年4月1日の待機児童数等)を、区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育圏等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための運上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保(育)コ(ン)シ(ニ)ノ(ジ)ュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

19

平成29年度「保育士等キャリアアップ研修(県事業名:保育士等キャリアアップ研修(指定一覽(神奈川県保育会主催分:マネジメント)

研修名	講師名	内容	研修形態	時間	開催日程	会場	定員
1 保育所等職員の健康 について	(株)エール 安田式体育遊び研 究所 代表指導員 居関 達彦	腰痛をはじめとする職員の健康管理とリラ クゼーションの方法、子どもと一緒にでき る運動遊び	講義及び実技 グループ討議	4時間	11月8日 13時00分～17時00分	横浜市舞岡地区セン ター (住所)横浜市戸塚区	100人
2 苦情解決の取り組み I	弁護士法人マネジメントコン シェルジュ 弁護士 村上元茂	保育所等の苦情処理等について、参考と なる他の機関での事例を基に適切な対応 の仕方を学ぶ	講義及び グループ討議	4時間	10月2日(月) 13時00分～17時00分	ウイリング横浜 (住所)横浜市港南区	150人
3 苦情解決の取り組み II	神奈川県保育会利用者相談室 第三者委員	園で起こりうる想定事例について、各グ ループ毎に事例研究を行い、第三者委員 が講評する	グループ討議 講評	4時間	1月末～2月	未定	100人
4 安全と子どもの見守り	(一社)子ども安全計画研究所 代表理事 東京都大学客 員准教授 ジャーナリスト 猪 熊弘子	保育所のリーダーが子どもの安全と危機 管理を基本から考え直し、専門の講師か らの問題提起を受け保育所職員の意識を 高めていく	講義	4時間	10月24日(火) 13時00分～17時00分	万国橋会議センター (住所)横浜市中区	100人
5 保育士の育成	洗足子ども短期大学准教授 井上 眞理子	新任職員の心得、子どもを育てるための 意識の持ち方など人材育成と、保育士の 資質の向上を図る。	講義	4時間	12月上旬 13時00分～17時00分	未定	100人

※ 保育士等キャリアアップ研修の修了証の交付を受けるためには、1～5の研修のうち、4つの研修を受講する必要があります。

平成 29 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会開催要領（案）

- 1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。
本年度当研修は神奈川県指定キャリアパス研修（マネジメント分野）に位置づけられています。

- 2 開催日時 平成 29 年 10 月 2 日（月）

13時30分から17時30分まで

- 3 会場 ウイリング横浜 5 階研修室（501～503）

横浜市港南区上大岡西 1-61 ゆめおおおかオフィスタワー

京浜急行・市営地下鉄上大岡駅徒歩 4 分

Tel 045-847-6666 研修内容及び講師

- (1) 研修テーマ「苦情処理とその対応」

- (2) 講師 弁護士法人マネジメントコンシェルジュ

弁護士 村上 元茂

13:00 受付け

13:30 開会、講師による講義、

15:00 グループワーク

16:30 レポート作成

17:30 閉会

- 5 対象及び参加費、定員

- (1) 対象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び準ずる方、政令市保育協議会会員の保育所……参加費は有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三（ハギワラ ケイゾウ）

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- (2) 定員 150名程度

- 6 申込方法 平成 29 年 9 月 15 日(金)までに、別紙申込書でお申し込みください。

平成29年度安全と子どもの見守り研修会開催要領(案)

1 目的 保育所のリーダーが子どもの安全と危機管理を基本から考え直し、専門の講師からの問題提起を受け止め、保育所の職員の意識を高めていく。
この研修は平成29年度神奈川県「キャリアアップ研修(マネジメント分野)」に該当します。

2 日時 平成29年10月24日(火) 午後1時00分から午後5時00分まで
 受付午後12時30分～

3 会場 「万国橋会議センター401・402会議室」(4階)
 横浜市中区海岸通4-23 Tel 045-212-1034
 ・みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分
 ・JR・市営地下鉄「関内」「桜木町」駅から徒歩10分

4 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者

5 定員 100名

6 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。 (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
--

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 <small>はぎわらけいぞう</small> 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7 申込方法 ①平成29年10月6日(金) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ・
16:30	講師 ジャーナリスト、東京都市大学客員准教授 一般社団法人子ども安全計画研究所代表理事 猪熊弘子氏 質疑・応答
17:00	レポート作成 閉会

平成29年度保育所等の健康研修開催要領(案)

- 1 目的 腰痛をはじめとする職員の健康管理とリラクゼーションの方法、子どもと一緒にできる運動遊びについて実技を中心に学びあう。
この研修は平成29年度神奈川県「キャリアアップ研修(マネジメント分野)」に該当します。
- 2 主催 神奈川県保育会
- 3 日時 平成29年11月8日(水)午後 1時 00分から午後5時00分まで
 受付 12時 30分～
- 4 会場 横浜市舞岡地区センター体育室
 横浜市戸塚区舞岡 3020 TEL045-824-1915
- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者
- 6 定員 100名(定員を超過した場合、調整させていただくことがありますのであらかじめご承知おきください。)
- 7 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円
- | |
|---|
| (1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。 |
| 【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 <small>はぎわらけいぞう</small> 萩原敬三
【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会 |
- 8 申込方法 平成29年10月13日(金)までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。
- 9 その他 当日は実技を伴いますので、運動できる服装・靴で参加してください。

10 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ
13:10	講義と実技
16:30	レポート記載
17:00	閉会

全社児福発第 175 号
平成 29 年 7 月 14 日

全国保育協議会 協議員各位
ブロック保育協議会 会長各位
都道府県・指定都市保育協議会 会長各位
都道府県・指定都市保育士会 会長各位

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康
〔公印略〕

**「全国保育研究大会 平成 31～33 年度 全国共通研究テーマ」ならびに
「平成 31～33 年度 全国保育研究大会 ブロック別の分科会意見発表分担」について**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、全国保育研究大会に係る「平成 31～33 年度 全国共通研究テーマ」ならびに「平成 31～33 年度 全国保育研究大会 ブロック別の分科会意見発表分担」について、平成 29 年 6 月 23 日に開催された「平成 29 年度第 2 回大会運営委員会」にて別紙のとおり決定いたしましたので、連絡申し上げます。

つきましては、各ブロックおよび都道府県・指定都市保育協議会(保育組織)におかれましては、共通研究テーマについて研究をすすめていただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

これまでの共通テーマからの主な変更点

- 前文における「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査」に係る記述の追記
- 前文における「幼児教育アドバイザー」「幼児教育センター」に係る記述の追記
- 研究テーマ②「配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて」におけるインクルーシブ保育の視点の追記
- 研究テーマ⑤「子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク」におけるプラットフォームの視点の追記
- 研究テーマ⑥「「食を営む力」の基礎を培う食育の推進」をカテゴリ-2 からカテゴリ-4 へ移動

【ご参考】今後の大会開催予定について

- | | |
|---------------------------|-----------------------------------|
| (1) 2017(平成 29)年度〔第 61 回〕 | 2017(平成 29)年 11 月 15 日(水)～17 日(金) |
| 兵庫県 神戸ポートピアホール | 【近畿ブロック】 |
| (2) 2018(平成 30)年度〔第 62 回〕 | 2018(平成 30)年 10 月 24 日(水)～26 日(金) |
| 川崎市 川崎市スポーツ・文化総合センター | 【関東ブロック】 |
| (3) 2019(平成 31)年度〔第 63 回〕 | 2019(平成 31)年 11 月 13 日(水)～15 日(金) |
| 広島市 会場未定 | 【中国ブロック】 |

【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局担当：仁木
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4F
TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

平成 29 年 6 月 23 日

「平成 29 年度第 2 回大会運営委員会」にて決定

〔平成 29 年 6 月現在、全国保育協議会〕

全国保育研究大会

2019 (平成 31) ~2021 (平成 33) 年度 全国共通研究テーマ

主 題

すべての人が 子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして

平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、平成 28 年度には保育所保育指針や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定（訂）に関する議論がなされました。

また、改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人に対する経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、地域における福祉の先駆的・公益的役割の発揮等も求められています。さらに、平成 28 年 6 月の児童福祉法改正によってすべての子どもが権利の主体として位置づけられ、児童虐待や子どもの貧困など、深刻化する児童家庭福祉の諸課題に対して、市町村や地域の幅広い関係者による支援体制の整備が図られようとしています。

一方で、OECD 国際幼児教育・保育従事者調査が平成 29~30 年に実施され、保育者の資質・能力の向上や勤務環境等に関する議論が始まります。また、国は、各保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置や地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置等により、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するための調査研究を行い、その成果を普及することとしています。

保育・子育て支援関係者は、こうした制度動向や、今後社会福祉法人に求められる責務について意識を深め、かつ、保育の社会的な意義・役割をあらためて意識したうえで、取り組みを充実させる時期におかれています。加えて、養護と教育の実践のもとに、これまで培ってきた保育の営みの大切さを、いま一度広く社会にアピールする必要があります。

こうした状況をふまえ、2019 (平成 31) 年度~2021 (平成 33) 年度までの全国保育研究大会に向けた全国共通テーマを設定いたしました。ブロック、都道府県・指定都市保育協議会、各保育所におかれましては研究活動を深めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【全国共通研究テーマについて】

全国共通研究テーマとして、全保協の将来ビジョン（2009〔平成21〕年3月）に基づく5つのカテゴリー（①子どもの育ちを保障する、②子育てライフを支援する、③多様な連携と協働をつくる、④子育て文化を育む、⑤子育て・子育てを支援する仕組みをつくる）と、23の具体的アクションをもとに、以下に示す8つのテーマを設定します。

全国保育研究大会における各ブロックの研究発表分担は、別紙「ブロック別の分科会意見発表分担」のとおりです。2019（平成31）年度から2021（平成33）年度の全国保育研究大会に向け、研究テーマに基づいた研究活動にお取り組みいただくようお願い申し上げます。

【カテゴリー1】

子どもの育ちを保障する

保育所・認定こども園等の大きな役割は、子ども自身が自ら持っている発達する力を活かし、側面的に支援することとおして、その子どもの発達を保障することにあります。子どもの発達支援を中心に据えた保育を展開するために、質の高い保育について研究を深め、また、その保育を実践する人材の育成、研修の充実に取り組みます。

(1) 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い保育を提供する

- ① 質の高い保育のあり方について研究をすすめ、実践につなげます。
- ② 自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめます。
- ③ 利用者の個別ニーズに対応したきめ細かな保育を提供します。

研究テーマ① : 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

子ども・子育て支援新制度では、「保育の必要性（の認定）」に基づいて、保育が提供されています。

また、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせ持つ新たな幼保連携型認定こども園が創設され、保育が提供されています。

保育所は、保育所保育指針にもとづき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめています。同時に、児童福祉施設ならびに学校である幼保連携型認定こども園では、保育所保育指針を踏まえた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育実践が展開されています。

本テーマでは上記保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きのなかで大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

研究テーマ② : 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

保育所・認定こども園等では、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加が指摘されています。また保護者自身が生活面などにおいて、何らかの課題をもち、子育てに困難が生じるケースも増えています。多様なニーズを抱えた子どもとその保護者を理解し、保育の専門性を活かした適切な支援を行うことは、保育所・認定こども園等の大きな役割の一つです。

本テーマでは、インクルーシブ保育の視点から、障害の有無に関わらず、配慮を要する子どもを含めたすべての子どもを、分け隔てなく一緒に保育し、すべての子どもや保護者に対する保育・子育て支援関係者としていかに寄り添い、かかわり、あるいは保育者として、支援をおこなうべきかについて、研究

を深めます。

(2) 保育者の資質向上を図る

- ④ 保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。
- ⑤ 施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。
- ⑥ 研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくります。

研究テーマ③ : 保育者の資質向上を図る

保育所・認定こども園等における今日的状況として、職員の就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や、職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、「保育士等の処遇改善」と関連して、保育士の技能・経験に着目したキャリアアップの仕組みが示され、さらなる人材育成への取り組みが求められます。

本テーマでは、より多くの保育ニーズに応えるため、内外の研修受講や情報共有のあり方、保育者の自己評価など、職員の資質向上にむけた効果的・具体的な実践とともに、今後、保育者自身にもとめられる資質向上のあり方について研究を深めます。

【カテゴリー2】

子育てライフを支援する

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、子どもと家庭を一体的に捉えて、その家庭を支援することが必要です。保育所・認定こども園等は、多様化する働き方と子育て家庭のニーズに応えるための機能を充実し、子育て支援の拠点として、すべての子育て家庭を対象とした支援を展開します。

(1) 保育所・認定こども園等を利用する保護者への支援を充実する

- ⑦ 子どもを生み育てることへの不安を解消するための機能を発揮します。
- ⑧ 家庭との密接な連携による子育て支援に努め、子育てにともに取り組みます。

(2) 地域子育て家庭への支援を充実する

- ⑨ 子育ての喜びや楽しさを実感できる支援を行います。
- ⑩ すべての保育所・認定こども園等が地域子育て支援を展開します。
- ⑪ 保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援を強化します。

研究テーマ④： 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

平成 30 年施行に向け、平成 27 年から保育所保育指針の改定に関する議論が進められました。保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられています。また、幼保連携型認定こども園は、地域の子どもやその保護者が相互の交流を行う場所を開設したり、保護者からの相談に応じたり、必要な情報の提供や助言、その他必要な援助を行うことが義務づけられています。

また、地域のつながりが弱まるなか、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが、とくに重要です。

本テーマでは、地域子育て支援における保育所・認定こども園等の機能や、保育者に求められる知識や技術を、いかに地域支援に活かしていくかなど、地域の子育て家庭に対する支援のあり方について、研究を深めます。

【カテゴリー3】

多様な連携と協働をつくる

子育て不安や児童虐待への対応等、子どもと子育て家庭への支援は、地域社会を基盤として多面的に取り組みを充実していくことが大切です。保育所・認定こども園等は、さまざまな機関・組織・団体や住民が連携・協働して地域の保育機能を高めるための中心的存在として、役割を果たします。

(1) 子育て・子育て支援のネットワークの中で保育所・認定こども園等の役割を發揮する

- ⑫ 地域を基盤とした子育て支援ネットワークの充実に図ります。
- ⑬ 小学校等との連携を深めます。
- ⑭ 保育所・認定こども園等が中心となった地域子育ての協働活動を展開し、子育て支援の総合的な拠点となります。

(2) 地域の保育機能を強化する

- ⑮ 地域の実情を把握し、子育て家庭を支援する資源や連携を充実します。

研究テーマ⑤： 子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク

子どものより良い育ちにむけ、乳幼児期を含めた保育所・認定こども園等から小学校さらに中学校への連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえる視点として重要です。

また、新制度では各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画（都道府県においては子ども・子育て支援事業支援計画）」に基づき事業実施が行

われ、各地域の保育施策の充実化にむけては、保育・子育て支援関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築も一層大切となります。

さらには、子どもの貧困に起因する課題への対応、児童虐待予防、病児・病後児保育など、保育所・認定こども園等が単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもってすすめるべき取り組みは数多くあります。

社会福祉法人や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の子ども・子育て支援に関する事業者団体、当事者組織等の様々な組織・団体が互いに連携し合い、課題の解決にあたる共通の土台（プラットフォーム）を起点とし、個々の団体だけでは対応が難しい課題にも、より大きな力が発揮され、多様なニーズや課題に柔軟かつ迅速に対応することが可能となります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにむけた、多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所・認定こども園等が果たすべき役割などについて研究を深めます。

【カテゴリー4】

子育て文化を育む

子どもを対象とした犯罪や虐待の増加など、子どもたちをめぐる深刻な課題が増えています。次世代を創造する子どもをかけがえのない存在として愛しみ、価値を認め、子どもや子育てに多くの人が関心を持ち、私たちの未来を創造していく子どもたちを社会全体で育てていく子育て文化を、保育所・認定こども園等が拠点となって地域社会に発信していきます。

(1) 子育てへの関心を高める

- ⑯ 子どもと地域の人びととの接点づくりに取り組みます。
- ⑰ 地域住民に保育所・認定こども園等への理解を深めてもらう取り組みをすすめます。

(2) 子育て文化につながる活動を広げる

- ⑱ 子育て支援活動への参加のきっかけをひろげ、子育てコミュニティの創造をめざします。
- ⑲ 老若男女が関わる子育て文化の掘り起こしや子育て活動支援の開発・普及に取り組みます。

研究テーマ⑥：「食を営む力」の基礎を培う食育の推進

乳幼児期の食育の推進は、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。また、食に関する家庭との相互理解、さらには地域子育て家庭にむけた食育実践や地域の食文化継承などの視点か

ら、保育所・認定こども園等のみならず、家庭や地域との連携のもとで実践を進める必要があります。

一方、保育現場では、自園調理の意義や有用性の確立ならびに、食物アレルギーをもつ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保育所・認定こども園等での食事を通して、「食を営む力」の基礎を培うことができるよう、保護者、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食をとおした保育実践のあり方などについて研究を深めます。

**研究テーマ⑦ : 保育の社会化にむけて
～保育の営みをいかに社会に発信するか～**

少子化や核家族化がすすむなか、社会における人と人、とくに子どもとおとながつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心低下につながっています。こうしたなか、子育て家庭や保育関係者にかぎらず、すべての人が子どもや子育てに関心をもつ取り組みが、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりにむけて大切です。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の地域にむけた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて、研究を深めます。

【カテゴリー5】

子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

わが国の家族関係の給付のGDPに占める割合は諸外国のなかでも大変低い水準です。こうした環境を改善するとともに、日本の未来の社会を担う子どもを中心において、子どもたちが豊かに育つ環境を社会全体が支えていく仕組みについて研究・提言します。

(1) これからの保育制度についての研究をすすめる

- ⑳ 保育所・認定こども園等の役割・機能について研究を行います。
- ㉑ これからの保育制度についての研究・提言を行います。

(2) 社会連帯による子育て支援の仕組みづくりをすすめる

- ㉒ 国・地方自治体との連携を深め、保育・子育て支援の仕組みづくりをすすめます。
- ㉓ 子育て支援の仕組みづくりのための世論形成をすすめる提言を行います。

研究テーマ⑧ : 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割

保育・子育て支援の今日的な流れにおいては、多様なニーズに応えるべく、公立保育所・公立認定こども園等に求められる役割は増大しており、地域の子育て拠点として公立保育所・公立認定こども園等を位置づける自治体も増えています。

本テーマでは、公立保育所・公立認定こども園等における行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携や、公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性やその必要性について研究を深めます。

新しい
 幼保連携型認定こども園教育・保育要
 領、幼稚園教育要領、保育所保育指針
 の方向性について

各要領・指針の労働

時期	幼稚園教育要領 保育要領 (文部省編纂)	幼稚園教育要領 (文部省編纂)	保育所保育指針
昭和23年3月			
25年2月			保育所保育指針 (厚生省編纂)
27年3月			保育指針 (厚生省編纂)
31年2月		幼稚園教育要領 (文部省編纂)	
(幼) 39年2月 (保) 40年8月		幼稚園教育要領 (文部省告示)	保育所保育指針 (厚生省編纂)
(幼) 平成元年3月 (保) 2年2月		幼稚園教育要領 (文部省告示) ・保健を優先して行うものであること等「幼稚園教育の充実」として明示 ・6領域を中心とした目標・内容の明確化など	保育所保育指針 (厚生省編纂) ・保育所の役割 (目的、理念、子どもの保育と保護者への対応など)、保育士の役割、保育所の環境の明確化など
(幼) 10年12月 (保) 11年10月		幼稚園教育要領 (文部省告示) ・家庭が幼稚園に園児を預かるべきことや活動の場面に合わせて保育の環境を整えること等 ・「生活あそびの領域を新設」ことの経過など	保育所保育指針 (厚生省編纂) ・他給子職工等との連携を図ること等経過など
20年3月	半ば27年の子ども・子育て支援新制度の文部省告示(内閣府・文科省・厚生労働省共同告示)	幼稚園教育要領 (文部省告示) ・幼稚園の役割 (目的、理念、子どもの保育と保護者への対応など)、保育士の役割、保育所の環境の明確化など	保育所保育指針 (厚生省告示) ・保育所の役割 (目的、理念、子どもの保育と保護者への対応など)、保育士の役割、保育所の環境の明確化など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (内閣府・文科省・厚生労働省共同告示)	幼稚園教育要領 (文部省告示) ・幼稚園の役割 (目的、理念、子どもの保育と保護者への対応など)、保育士の役割、保育所の環境の明確化など	保育所保育指針 (厚生省告示) ・保育所の役割 (目的、理念、子どもの保育と保護者への対応など)、保育士の役割、保育所の環境の明確化など
27年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (内閣府・文科省・厚生労働省共同告示)	幼稚園教育要領 (文部省告示)	保育所保育指針 (厚生省告示)

◆改訂・改定経緯

- 平成26年11月 中央教育審議会総会「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
- 平成27年10月 中央教育審議会教育課程部会幼児教育部会の開催
- 平成27年12月 社会保険審議会児童部会保育専門委員会の開催
- 平成28年6月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会の開催
- 平成28年12月 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
- 平成28年12月 社会保険審議会児童部会保育専門委員会「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」
- 平成28年12月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ
- 平成29年2月 意見公募（パブリック・コメント）の実施
- 平成29年3月31日 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 告示

2

◆おわりに

- ・ 幼児期の教育の質が問われる時代となった。
- ・ 質の核は幼児期の教育を担う教師・保育士等の力量にある。
- ・ その力量は実践を振り返り見直すこと、そしてそのために常日頃から研修を進めることにより育つ。
- ・ 振り返り見直すとは、子どもの活動のちよつとした場面での出会いと気づきと工夫を捉え、そこからの子どもと育ちとの見直しを捉えること。
- ・ 専門性とは常に学び続け、高め続けることにより可能になる。
- ・ 個々の教師・保育士等の専門性の成長とは、専門家集団としての園が成り立つことにより支えられる。

20

◆改訂・改定でも変わらない基本的な考え方

環境を通して行うものであること

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

- 第1章 総則
- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
- 乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、議論を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

幼稚園教育要領

- 第1章 総則
- 第1 幼稚園教育の基本
- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の適性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

3

乳児・3歳未満児保育の記載の概要

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第2章 第2)
(保育所保育指針 第2章 第2)

1・2歳児の保育の内容

○ 5領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていくということを踏まえた保育内容として新たに記載。

ア 健康
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

イ 人間関係
他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

ウ 環境
周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

エ 言葉
経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ 表現
感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

18

幼保連携型認定こども園において配慮頂きたい点について

- 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われること、また、在園期間全体を通して教育と保育が行われることを明示
- 『幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項』の充実
 - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について
 - ・ 多様な経験を有する園児の学び合いについて
 - ・ 長期的な休業中等について明示
- 多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や地域における子育ての役割等、子育ての支援の充実

19

保育所保育指針

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

※環境とは物的な環境だけでなく、人や物、自然現象などを含めた周りの環境全て

※計画的に環境を構成することが求められる

4

育みたい資質・能力

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第1・3)
(幼保連携型認定こども園保育指針 第1章総則 第1・4)

○ 生きる力の基礎を育むため、次に掲げる資質・能力を一体的に育むことを記載

- (1) 豊かな体験を通して、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

5

(参考)小学校学習指導要領等の改訂

< 今回の改訂の基本的な考え方 >

- ・子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の重視
- ・知識の理解の質を更に高めた確かな学力の育成
- ・道徳教育の質の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成

< 育成を目指す資質・能力の明確化 >

・各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化。

・資質・能力の三つの柱として以下を隔りなく実現できるようにする。

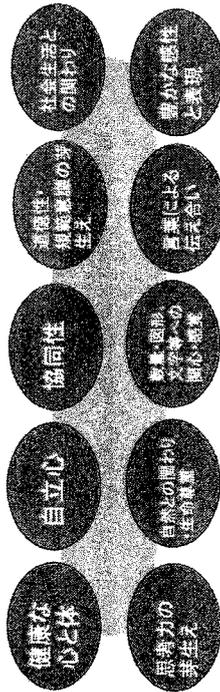
- ①知識及び技能が習得されるようにすること
- ②思考力、判断力、表現力等を育成すること
- ③学びに向かう力、人間性等を涵養すること

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(幼児発達類型認定子ども園教育・保育要領 第1章総則 第1.3)
(幼稚園教育要領 第1章総則 第2) (保育所保育指針 第1章総則 4)

〇「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

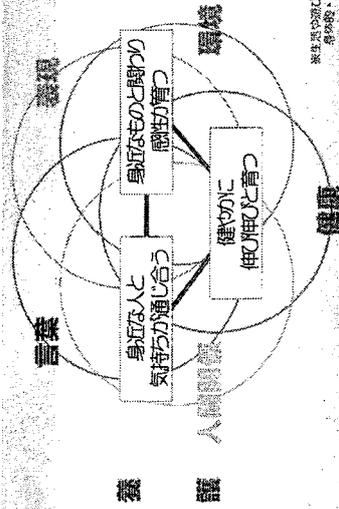


幼児発達類型認定子ども園・幼稚園・保育所の職員と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導するものではないことに留意が必要。

幼児・3歳未満児保育の記載の充実

0歳児の保育内容の記載のイメージ



※言葉や遊びを通して、子どもたちの身体・精神・社会的発達を支援する

〇乳児保育については、生涯や遊びを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達を支援するという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものとの関わり感性が育つ」「健やかに伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育環境を取り組むべきものとなるよう整理・記述。

〇「身近な人と気持ちを通じ合う」という視点からは、主に移行指針の「養育」「人間関係」の項で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、積極的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。

〇「身近なものとの関わりあう力が育つ」という視点からは、主に移行指針の「養育」「環境」の項で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構成を意識して記載。

幼児・3歳未満児保育の記載の充実

1・2歳児の保育の内容

(幼児発達類型認定子ども園教育・保育要領 第2章 第2)
(保育所保育指針 第2章 2)

〇 基本的な運動機能、排泄の自立のための身体的機能、指先の機能の発達

→ 食事、衣類の着脱など身の周りのことを自分で行うように

〇 発声の明瞭化や語彙の増加

→ 自分の意思や欲求を言葉で表出できるように



子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わることが必要

※ 養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって添加されるものであることに留意

(幼児発達類型別定こども園教育・保育要領 第2章 第1)
(保育所保育指針 第2章 1)

乳児の保育の内容

- 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達
- 特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される



愛情豊かに、応答的に行われる保育の重要性

※ 養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって添加されるものであることに留意

(幼児発達類型別定こども園教育・保育要領 第2章 第1)
(保育所保育指針 第2章 1)

乳児の保育の内容

○乳児を主体に三つの視点からねらい及び内容を記載

- ア 健やかに伸び伸びと育つ【身体的発達に関する視点】
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。
- イ 身近な人と気持ちを通じ合う【社会的発達に関する視点】
受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。
- ウ 身近なものと関わり感性が育つ【精神的発達に関する視点】
身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

- (1) 健康な心と体
幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かおうと心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
- (2) 自立心
身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずやり続けることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
- (3) 協同性
友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
- (4) 道徳性・規範意識の芽生え
友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、決まりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりをつくったり、守ったりするようになる。
- (5) 社会生活との関わり
家族を大切にしようとする気持ちをもち、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えたり関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり活用したりするなど、情報を得立てながら活動するようになる。また、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(幼児発達類型別定こども園教育・保育要領 第2章 第1)
(保育所保育指針 第2章 1)

乳児の保育の内容

○乳児を主体に三つの視点からねらい及び内容を記載

- ア 健やかに伸び伸びと育つ【身体的発達に関する視点】
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。
- イ 身近な人と気持ちを通じ合う【社会的発達に関する視点】
受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。
- ウ 身近なものと関わり感性が育つ【精神的発達に関する視点】
身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

- (6) 思考力の芽生え
身近な事象に精神的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取り、気づいたり、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
- (7) 自然との関わり・生命尊重
自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まる。また、自然への愛情や尊敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや草花に気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていったり、大切にすることを覚えるようになる。
- (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気づいたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
- (9) 言葉による伝え合い
先生や友達と心を通わせながら、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
- (10) 豊かな感性と表現
心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

小学校教育との接続について
(各要領・指針における記載)

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第2 1 (5) イ
 幼稚園教育要領 第1章総則 第3 5 (2)
 保育所保育指針 第2章保育の内容 4 (2) イ

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力(※幼稚園教育要領では「幼稚園教育において育まれた資質・能力」、保育所保育指針では、「保育所保育において育まれた資質・能力」)を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育(※幼稚園教育要領では「幼稚園」における幼稚園教育)、保育所保育指針では、「保育所における保育所保育」と小学校教養との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

小学校学習指導要領における学校段階等間の接続に関する記載

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を記載

- <参考>
 小学校学習指導要領
 第1章 総則
 第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続
 教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。
 (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等(※)に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていただくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、含科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことよう努めるものとする。

※幼稚園教育要領、幼稚園学習指導要領、保育指針を「幼稚園教育要領等」として記している。

小学校教育への接続について
(小学校学習指導要領における学校段階等間の接続に関する記載)

- <参考>
 小学校学習指導要領
 第2章 各教科
 第5節 生活
 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自発的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした含科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。努めるものとする。

※生活科以外の教科においても同様の記載がされている。

新しい各要領・指針の構成

○3歳以上のねらい及び内容について、一層の整合性を図る

幼児教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
前文	前文	前文
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
第1 幼稚園教育の基本	第1 幼児教育の理念	第1 保育の理念
第2 幼稚園教育の目標	第2 幼児教育の目標	第2 保育の目標
第3 幼稚園教育の編成	第3 幼児教育の編成	第3 保育の編成
第4 幼稚園教育の指導	第4 幼児教育の指導	第4 保育の指導
第5 幼稚園教育の連携	第5 幼児教育の連携	第5 保育の連携
第6 幼稚園教育の国際化	第6 幼児教育の国際化	第6 保育の国際化
第7 幼稚園教育の発展	第7 幼児教育の発展	第7 保育の発展
第2章 ねらい及び内容	第2章 ねらい及び内容	第2章 ねらい及び内容
第1 人間関係	第1 人間関係	第1 人間関係
第2 言葉	第2 言葉	第2 言葉
第3 算数	第3 算数	第3 算数
第4 自然・社会	第4 自然・社会	第4 自然・社会
第5 芸術	第5 芸術	第5 芸術
第6 生活	第6 生活	第6 生活
第7 安全	第7 安全	第7 安全
第8 健康	第8 健康	第8 健康
第9 環境	第9 環境	第9 環境
第10 国際化	第10 国際化	第10 国際化
第11 発展	第11 発展	第11 発展

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 平成29・30年度の全保協事業執行体制を確定 ～保育を充実するための会員への支援を推進する……………1
- ◆ 2017（平成29）年度 教育・保育施設長専門講座 受講者を追加募集……………2
- ◆ 「社会福祉法人広報強化セミナー」のご案内 ～存在意義を発信し、信頼・支持される事業所となるための広報活動（全保協政策企画部）……………2
- ◆ 「都道府県経営協セミナー（前期）」日程のご案内（各都道府県社会福祉法人経営者協議会）……………2

◆平成29・30年度の全保協事業執行体制を確定 ～保育を充実するための会員への支援を推進する

平成29年6月23日に開催された「第2回常任協議員会」において、今年度からの事業執行体制について協議し、各部会の担当副会長及び正副部会長等が表のとおり決定されました。

また、昨年度から協議を続けていた、認定こども園に独自の課題を検討するための新しい委員会として、「認定こども園特別委員会」を設置することを確認しています。今後、子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた議論や、保育所・認定こども園等における課題を組織として整理し、要望活動などを行っていきます。

表 全国保育協議会 平成29・30年度部会・委員会 担当副会長・正副部会長 [敬称略]

	総務部会	広報・調査部会	研修部会	地方組織部会	公立保育所等委員会
担当副会長	森田 昌伸 (和歌山県)	奥村 尚三 (川崎市)	小島 伸也 (富山県)	佐藤 秀樹 (青森県)	清水 淳子 (横浜市)
部会長	佐藤 成己 (大分県)	前田 武司 (石川県)	森田 信司 (大阪府)	渡邊 正善 (山口県)	※委員長は後日、公立保育所等委員会における互選により決定
副部会長	佐野 健一 (横浜市)	風間 嘉信 (栃木県)	藤本 達也 (岩手県)	合田 史宣 (愛媛県)	

なお、保育施策検討特別委員会については佐藤秀樹副会長、認定こども園特別委員会については小島伸也副会長が担当することも決定されました。

◆2017（平成29）年度 教育・保育施設長専門講座 受講者を追加募集（全保協）

平成29年7月24日（月）～25日（火）に開催いたします「教育・保育施設長専門講座」のプログラム（1）「保育の将来ビジョン」につきまして、定員に余裕がありますので、継続して受講申し込みを受け付けています。あらためまして申込締切日を7月10日（月）とさせていただきます。

プログラム（2）・（3）については、継続して受け付けています。皆さまのお申し込みをお待ちしております。

＜講座の概要＞

専門講座	日 程	会 場	受講料
プログラム(1)	7月24日（月）～25日（火）	新横浜プリンスホテル（横浜市）	30,000円
プログラム(2)	8月8日（火）～10日（木）	新横浜国際ホテル（横浜市）	35,000円
プログラム(3)	30年1月31日（水）～2月2日（金）	ホテル JAL シティ田町 東京（東京都港区）	35,000円

（1）受講資格 ※次の①～③のいずれかに該当する方

- ①保育士資格または社会福祉主事任用資格を有し、現在、保育所長または保育所長に準ずる職にある方
- ②保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し、現在、認定こども園園長または園長に準ずる職にある方
- ③上記に準ずるとみなされる方

（2）受講申し込み手続きおよび申込み期限

「受講申込書」は所属する都道府県・指定都市の保育協議会（保育組織）にご送付ください。締め切りは平成29年7月10日（月）です。

（3）プログラム（1）「保育の将来ビジョン」の概要

①1日目 7月24日（月）

12：30～受付

13：30～15：00 保育をめぐる国の動向（厚生労働省）

15：20～16：50 教育・保育施設等における保育の基本と実践（京都大学 准教授 大倉得史 氏）

②2日目 7月25日（火）

9：15～10：45 改定された「保育所保育指針」を読む（白梅学園大学 学長 汐見稔幸 氏）

11：05～12：35 子どもの権利・主体としての子ども（関西大学 教授 山縣文治 氏）

13：30～15：00 保育の理念と実践哲学（東京家政大学 特任教授 網野武博 氏）

15：20～16：50 施設長のあり方（神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授 山崎美貴子 氏）

※詳細は、全国保育協議会のホームページをご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

◆「社会福祉法人広報強化セミナー」のご案内 ～存在意義を発信し、信頼・支持される事業所となるための広報活動（全社協政策企画部）

全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会や福祉施設などで広報活動を担当するリーダー等を対象に、標記セミナーを開催しています。

今回は、「存在意義を発信し、信頼・支持される事業所となるための広報活動」はいかにあるべきかについて、講義・演習を通じて考察します。利用者やその家族、これから福祉サービスを利用する人びとの立場に寄り添って、自法人・施設・事業所の経営理念や基本方針、サービスの内容やその特色、地域貢献への取り組み、組織・事業運営等の情報発信を通じて、地域で必要とされる事業者となるための広報戦略について、その意義と方法を考えていきます。

保育所・認定こども園等において広報をご担当されている方（これから担当される方）のご参加をお待ちしております。

《セミナーの概要》

- (1) 期日：平成 29 年 9 月 11 日（月）～12 日（火）※事前提出アンケートがあります。
- (2) 会場：全国社会福祉協議会 会議室（東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5 階）
- (3) 参加対象：都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会ならびに社会福祉法人・福祉施設で
広報活動を担当するリーダー職員等
- (4) 参加費：10,000 円
- (5) 定員：各コース 60 名（施設職員コースと社協職員コースの合計 100 名）
- (6) 主催：全国社会福祉協議会

※詳細は、全国社会福祉協議会のホームページをご参照ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/20170531_koukokukyouka.pdf

◆「都道府県経営協セミナー（前期）」日程のご案内（各都道府県社会福祉法人経営者協議会）

平成 29 年 4 月 1 日に改正社会福祉法が全面施行され、すべての社会福祉法人は今回の社会福祉法人制度改革で要請されている事項に正しく対応していかなければなりません。一部には、定款変更を終え、新たな役員等の選任を済ませることで、制度改革への対応は終わったという考えもみられますが、今回の制度改革の成果は、まさにこれからの各社会福祉法人の取り組みにかかっているのです。

そこで、今回のセミナーでは、制度改革の趣旨をあらためて再確認し、より実効性のあるものにしていくようフォローアップを行い、これからの法人経営に資することを目的に開催します。

また、改正社会福祉法の施行後の具体的な実務に関して、よくある誤りから法人の組織運営の内容をあらためて確認し、新たに制定された「指導監査実施要綱」に基づく、指導監査ガイドラインのポイントを解説して、引き続き、今回の制度改革に円滑に対応できるよう支援していきます。

《セミナーの概要》

- (1) 開催時期：平成 29 年 7 月～8 月（開催日程 1 日間）
- (2) 会場：各都道府県にて開催
- (3) 参加費：全国社会福祉法人経営者協議会の役職員 無料／左記以外の社会福祉法人の役職員 5,000 円
- (4) 主催：各都道府県社会福祉法人経営者協議会
- (5) 共催：全国社会福祉法人経営者協議会
- (6) 後援：全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会

※詳細は、各都道府県の開催要綱をご参照ください。

	都道府県	日程	会場	問い合わせ先	電話番号
1	北海道	7月4日	ホテルモントレエーデルホフ札幌(札幌市)	北海道社会福祉法人経営者協議会	011-280-3161
2	青森県	7月20日	青森国際ホテル(青森市)	青森県社会福祉法人経営者協議会	017-723-1391
3	岩手県	7月27日	ホテル東日本盛岡(盛岡市)	岩手県社会福祉法人経営者協議会	019-637-4403
4	宮城県	7月12日	ホテル法華クラブ仙台(仙台市)	宮城県社会福祉法人経営者協議会	022-263-0531
5	秋田県	8月23日	秋田キャッスルホテル(秋田市)	秋田県社会福祉法人経営者協議会	018-864-2707
6	山形県	7月13日	天童グランドホテル舞鶴荘(天童市)	山形県社会福祉法人経営者協議会	023-641-0561
7	福島県	7月31日	コラッセ福島(福島市)	福島県社会福祉法人経営者協議会	024-523-1256
8	茨城県	8月1日	水戸プラザホテル(水戸市)	茨城県社会福祉施設経営者協議会	029-350-8585
9	栃木県	7月6日	ホテル東日本宇都宮(宇都宮市)	栃木県社会福祉法人経営者協議会	028-622-5711
10	群馬県	8月29日	群馬県公社総合ビル(前橋市)	群馬県社会福祉法人経営者協議会	027-289-3344
11	埼玉県	8月24日	浦和ワシントンホテル(さいたま市)	埼玉県社会福祉法人経営者協議会	048-822-1191
12	千葉県	8月31日	ホテルポートプラザちば(千葉市)	千葉県社会福祉法人経営者協議会	043-245-1104
13	東京都	8月2日	あいおいニッセイ同和損保新宿ビル (渋谷区)	東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会	03-3268-7192
14	神奈川県	8月28日	ホテル横浜キャメロットジャパン(横浜市)	神奈川県社会福祉協議会経営者部会	045-311-1424
15	新潟県	8月23日	新潟ユニゾンプラザ(新潟市)	新潟県社会福祉法人経営者協議会	025-281-5523
16	富山県	8月8日	富山第一ホテル(富山市)	富山県社会福祉法人経営者協議会	076-432-2959
17	石川県	7月21日	金沢商工会議所(金沢市)	石川県社会福祉法人経営者協議会	076-224-1212
18	福井県	7月31日	福井商工会議所(福井市)	福井県社会福祉法人経営者協議会	0776-24-2347
19	山梨県	8月2日	アピオ甲府(昭和町)	山梨県社会福祉法人経営者協議会	055-254-8610
20	長野県	8月10日	ホテルメトロポリタン長野(長野市)	長野県社会福祉法人経営者協議会	026-226-7330
21	岐阜県	8月4日	岐阜都ホテル(岐阜市)	岐阜県社会福祉法人経営者協議会	058-273-1111
22	静岡県	8月30日	グランシップ(静岡市)	静岡県社会福祉法人経営者協議会	054-254-5231
23	愛知県	7月19日	アイリス愛知(名古屋市)	愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者委員会	052-212-5509
24	三重県	8月10日	三重県教育文化会館(津市)	三重県社会福祉法人経営者協議会	059-228-0014
25	滋賀県	7月10日	滋賀県立長寿社会福祉センター(草津市)	滋賀県社会福祉法人経営者協議会	077-567-3921
26	京都府	8月18日	京都タワーホテル(京都市)	京都府社会福祉法人経営者協議会	075-252-6292
27	大阪府	8月31日	マイドームおおさか(大阪市)	大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設経営者部会	06-6762-9001
28	兵庫県	7月20日	神戸メリケンパークオリエンタルホテル(神戸市)	兵庫県社会福祉法人経営者協議会	078-242-4635
29	奈良県	7月21日	奈良ロイヤルホテル(奈良市)	奈良県社会福祉法人経営者協議会	0744-29-0100
30	和歌山県	8月9日	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(和歌山市)	和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会	073-435-5224
31	鳥取県	8月4日	倉吉未来中心(倉吉市)	鳥取県社会福祉施設経営者協議会	0857-59-6344
32	島根県	7月3日	ホテルニューウェルシティ出雲(出雲市)	島根県社会福祉法人経営者協議会	0852-32-5958
33	岡山県	8月29日	岡山ロイヤルホテル(岡山市)	岡山県社会福祉法人経営者協議会	086-226-3529
34	広島県	8月10日	広島県健康福祉センター(広島市)	広島県社会福祉法人経営者協議会	082-254-3416
35	山口県	8月18日	かめ福(山口市)	山口県社会福祉法人経営者協議会	083-924-2799
36	徳島県	7月11日	徳島グランヴィリオホテル(徳島市)	徳島県社会福祉法人経営者協議会	088-654-4461

	都道府県	日程	会場	問い合わせ先	電話番号
37	香川県	8月21日	<u>香川県社会福祉総合センター(高松市)</u>	香川県社会福祉法人経営者協議会	087-861-5611
38	愛媛県	7月10日	<u>愛媛県総合社会福祉会館(松山市)</u>	愛媛県社会福祉法人経営者協議会	089-921-8344
39	高知県	8月1日	<u>三翠園(高知市)</u>	高知県社会福祉法人経営者協議会	088-844-4611
40	福岡県	8月8日	<u>九州ビル(福岡市)</u>	福岡県社会福祉法人経営者協議会	092-584-3377
41	佐賀県	7月24日	<u>マリトピア(佐賀市)</u>	佐賀県社会福祉法人経営者協議会	0952-23-4248
42	長崎県	7月25日	<u>ザ・ホテル長崎(長崎市)</u>	長崎県社会福祉法人経営者協議会	095-844-2056
43	熊本県	7月21日	<u>ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ(熊本市)</u>	熊本県社会福祉法人経営者協議会	096-324-5462
44	大分県	8月17日	<u>大分県社会福祉介護研修センター(大分市)</u>	大分県社会福祉法人経営者協議会	097-558-0300
45	宮崎県	8月2日	<u>シーガイアコンベンションセンター(宮崎市)</u>	宮崎県社会福祉法人経営者協議会	0985-22-3380
46	鹿児島県	7月14日	<u>城山観光ホテル(鹿児島市)</u>	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会	099-257-9885
47	沖縄県	7月5日	<u>沖縄県総合福祉センター(那覇市)</u>	沖縄県社会福祉法人経営者協議会	098-887-2000

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆ 『平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望』を提出 ～保育三団体が協働して要望活動を実施…………… 1

◆『平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望』を提出 ～保育三団体が協働して要望活動を実施

平成29年6月26日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、『平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望』を、厚生労働省ならびに内閣府へ提出しました。本会からは、万田康会長が参画し、保育所・認定こども園等の現場の実情や要望事項の説明を行いました。



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長吉田学氏に要望書を手交。
（写真左から、万田康全保協会長、大谷泰夫日本保育協会理事長、吉田局長、小林公正全国私立保育園連盟会長）

また、翌27日には、衆議院議員・参議院議員（合計285名）への要望活動を行いました。佐藤秀樹副会長、小島伸也副会長が参画し、保育三団体の役員とともに議員を訪問し、要望内容を伝達しています。

要望書では、財源を早期にかつ恒久的に確保すること、質の向上のための職員配置の見直し、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持、保育所等整備交付金等の拡充・推進、企業主導型保育事業に対する自治体の関与などを明記しています。

要望書の全文は、資料1をご参照ください。



内閣府子ども・子育て本部審議官中島誠氏に要望書を手交。

これに先立つ6月19日には、保育三団体協議会代表者会議（第3回）、実務者会議（第2回）を開催しました。

「子育て安心プラン」についての意見交換や、公定価格の「処遇改善等加算Ⅱ」の要件にかかる各事業所での運用上の課題、「保育士等キャリアアップ研修」の各都道府県での検討の進捗などを情報交換、協議し、『平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望』の取りまとめを行いました。

平成29年6月26日

平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 小林 公正
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

我が国の少子高齢化の進行は、人口減少の時代に突入するなどこれまでの予想を超える厳しい状況にあり、少子化対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成25年4月の「待機児童解消加速化プラン」、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、特に保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきましたが、一方で人口減少地域での保育の確保も大きな課題となっています。

現場の担い手である保育士の確保や、保育の質の確保については、その本質を捉えた更なる議論と早急な対策が必要です。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、更なる「量的拡充」と「質の向上」が望まれています。

日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進のため、さらに保育所並びに認定こども園の質や機能の向上に向けて、今般の「子育て安心プラン」も見据えた安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

また、「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の更なる改善を図るとともに、以下の項目に取り組むことを要望します。

- 保育標準時間認定に対応した常勤(正規)職員配置の改善
- 1歳児の職員配置を改善 (6:1→5:1)
- 4・5歳児の職員配置を改善 (30:1→25:1)

- 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
- チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
- 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- アレルギー児への対応や食育の推進の観点から保育所等の栄養士や調理員の配置の充実

※ 保育士等のキャリアアップのための研修の実施に当たっては、研修の受講状況等を十分勘案し、研修要件の一定程度の経過措置を設けることや更なる研修機会の確保を図る措置が必要不可欠と考えます。

2. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持

平成29年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確実なものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

3. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

4. 乳幼児期の教育・保育の無償化について

乳幼児期の教育・保育の無償化には、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源が必要です。

5. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体(市町村等)の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

6. 子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた対応について

新制度施行に当たっての特例制度や新制度施行後の検討に当たっては、保育団体の意見などを十分聞いていただくことを要望します。

7. 税制改正に関する要望について

待機児童解消のため、保育所等の用に供した土地及び建物については、貸主の固定資産税(相続税を含む。)を減免・免除することを要望します。